

教 職 第 2 8 2 号

教 体 第 2 9 7 号

平成25年7月12日

各市町村教育委員会教育長 様

千葉県教育委員会教育長

千葉県競技力向上推進本部が行う事業に参加する教育職員のサービスの取扱いについて（依頼）

このことについて、県立学校長に対し、別添写しのとおり通知しました。

つきましては、貴管下の県費負担教職員についてもこれに準じて取り扱われるよう御配慮くださるようお願いいたします。



教 職 第 2 8 2 号
教 体 第 2 9 7 号
平成 2 5 年 7 月 1 2 日

各 県 立 学 校 長 様

教 育 長

千葉県競技力向上推進本部が行う事業に参加する教育職員のサービスの取扱いについて（通知）

「千葉県競技力向上推進本部」（以下「推進本部」という。）が行う事業に教育職員が従事する場合のサービスについては、下記のとおり取り扱うこととしたので、その都度、他の公務への支障の有無を判断し、適正な運用を図るよう留意願います。

記

1 サービスの取扱い
別表のとおり。

2 留意事項

- (1) 旅費については、原則として依頼又は要請を行った団体等の定めるところにより支給されるので、十分注意して取り扱うこと。
- (2) 公務として取り扱う業務に従事した職員の災害に対する補償は、地方公務員災害補償法（昭和 4 2 年法律第 1 2 1 号）によるものとする。
- (3) 教育職員（職員の給与に関する条例第 1 条の 2 第 4 項に規定する職員）が、週休日に行われる別表に列記された業務に公務として参加する場合の週休日の振替等については、学校職員の勤務時間等に関する規則第 3 条第 3 項を準用し、振替期間を当該週休日を起算日とする前 8 週間から後 1 6 週間とする。

3 その他

平成 2 3 年 6 月 3 0 日付教職第 4 4 6 号教体第 3 8 6 号「千葉県競技力向上推進本部が行う事業及びちばアクアラインマラソン実行委員会が行う事業に参加する職員のサービスの取扱いについて（通知）」は廃止する。

(別表)

千葉県競技力向上推進本部事業に係る教育職員のサービスの取扱いについて

区 分	従事等の場面	業務内容	サービスの取扱い
千葉県競技力向上推進本部長の要請により実施する業務	(1) 競技力向上推進本部の構成員としての業務に従事する場合	<ul style="list-style-type: none">・本部会議等に出席・国体等の視察調査及び研修等に従事・競技団体等の関係機関との調整	公務
	(2) 競技力向上推進本部の実施事業に指導者又は担当者として従事する場合	<ul style="list-style-type: none">・研修会、講習会に従事・強化練習会、強化合宿、遠征等に従事・強化担当者会議等に出席	公務